

武蔵野市長 松下玲子 殿

武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 室井敬司

答 申

1 審査会の結論

審査請求人が令和4年9月30日付けで行った「レーサムのかく地駐輪場について、仕様と場所などについての決裁資料」の開示請求に対して、武蔵野市長（以下「実施機関」という。）が同年10月13日付けで行った一部開示決定（以下「本件決定」という。）は取り消し、下記の部分を除き開示すべきである。

記

本件決定で非開示とされた部分のうち、株式会社レーサム代表取締役印の印影及び駐車場配置図の製図者名

2 本件の概要

- (1) 審査請求人は、令和4年9月30日、武蔵野市情報公開条例（平成13年3月武蔵野市条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項に基づき、実施機関に対し、「レーサムのかく地駐輪場について、仕様と場所などについての決裁資料」の開示を請求したところ、実施機関が、同年10月13日、対象行政文書を（ア）起案書「『（仮称）吉祥寺本町一丁目PJ』に関する申出書について（回答）」、（イ）起案書「吉祥寺駅中心エリアにおける附置義務自転車駐車場の隔地対応について」及び（ウ）起案書「『（仮称）吉祥寺本町一丁目PJ』に関する申出書について（回答）」（追加資料）と特定した上、（ア）及び（ウ）の株式会社レーサム代表取締役印の印影（以下「非開示部分①」という。）並びに（イ）の隔地対応に係る相談者の企業名、事業名、施設の所在地等（以下「非開示部分②」という。）を条例第9条第3号に該当するとし、（ウ）の地図及び配置図における個人名（以下「非開示部分③」という。）を同条第2号に該当するとして、それぞれ非開示とする本件決定をしたので、審査請求人は、同月31日、本件決定の取消しを求めて審査請求を行った。
- (2) 審査請求人が非開示部分につき開示すべきであるとする理由は、ア「開示されない事業者名を確認してどのような状況であったのかなど調査したい」、イ「情報を開示しないのは情報開示条例などの条例違反」であるというものである。
- (3) 実施機関は、非開示部分に係る本件決定の理由として、次のとおり説明している。  
ア 非開示部分①について、公にすることにより当該法人の競争上及び事業運営上の地位その他

の社会的な地位が損なわれることが明らかなため、非開示が相当である。

イ 非開示部分②が掲載されているのは、附置義務自転車駐車場の隔地対応について市の方針を定めた起案書である。当市では、武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例（平成6年12月武蔵野市条例第45号）により、指定区域内に一定規模以上の施設を設置する場合、施設の設置者に自転車駐車場の附置義務を課しており、その設置場所については、「当該施設若しくは敷地内、又はその周辺」と定めて隔地自転車駐車場の設置を認め、「その周辺」の定義については、武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例施行規則（平成7年6月武蔵野市規則第24号。以下「自転車条例施行規則」という。）において「当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね100メートル以内である場所をいう。」と定めていたところ、法人A（非開示部分②の企業名の法人）より、吉祥寺駅至近に新設を予定している施設X（非開示部分②の事業名・所在地の施設）から直線距離で約265メートル離れた場所（非開示部分②の施設名の施設）に設置することについて交通企画課に相談があった。吉祥寺駅至近は歩行者が多く歩行環境の確保が必要であることや武蔵野市自転車等総合計画において自転車駐車場は駅中心部から一定程度離れた場所への配置を検討していること等を考慮し、吉祥寺駅中心エリアにおける施設の附置義務自転車駐車場について、所定の手続を経ることにより施設からおおむね300メートル以内の隔地への設置を認めることとした。その後、実施機関は、自転車条例施行規則を改正し、「土地利用等の状況を考慮してこれが困難であると市長が認めるときは、おおむね300メートル以内」における設置も可能とした。

「武蔵野市情報公開条例の解釈・運用の手引（令和2年10月）」（以下「手引」という。）の第9条第3号に規定する事業活動情報に関する解説において「事業活動情報本文に位置付けられる情報の具体例」が記載されており、「店舗等施設計画等に関する情報」として「店舗・営業所・事務所・支店等施設・移転・拡張・改装等の内容」が挙げられている（54頁）。当該文書の開示部分には施設Xの所在エリアや計画している附置義務自転車駐車場の施設Xからの具体的な距離が記載されており、施設Xの開発事業者名や事業名、施設Xの所在地等を開示することにより「店舗等施設計画等に関する情報」の開示に繋がることとなる。

さらに、当該相談内容は計画段階でのものであり、建築資材の急激な高騰等を受けて当初計画どおり施設内に附置義務自転車駐車場を設置する方が事業採算性が見込める状況から最終的に隔地への設置は取りやめることとなったため、当該相談内容は現存する施設とは異なる計画である。

以上のことから、公にすることにより、当該法人の競争上及び事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるため、非開示が相当と考える。

ウ 非開示部分③は、特定の個人を識別することができることが明らかなため、非開示が相当と考える。

### 3 審査会の判断

#### (1) 非開示部分①の条例第9条第3号該当性について

法人の代表取締役印の印影は、重要書類に用いられるものであり、これを開示すると、偽造、悪用のおそれがあることから、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められる。したがって、非開示部分①は、条例第9条第3号に該当する情報であ

ると認められる。

(2) 非開示部分②の条例第9条第3号該当性について

条例第9条第3号の「公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるもの」とは、法人等の事業に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、競争上等の地位が客観的に侵害されると認められる場合（蓋然性）を意味する（手引52頁）。

実施機関は、非開示部分②（企業名、事業名、施設所在地等）を開示すると、「店舗等施設計画等に関する情報」の開示に繋がり、さらに、当該相談内容は計画段階でのものであり、最終的に隔地への設置は取りやめることとなったため、当該相談内容は現存する施設とは異なる計画であるから、法人Aの競争上等の地位が損なわれると主張するが、株式会社レーサムの「店舗等施設計画等に関する情報」については、非開示部分①及び③を除き開示している。同社の申出の内容も法人Aの相談内容と同じく計画段階でのものであり、いずれの施設も未だ完成してはいないから、両法人の施設計画に関する情報を別異に扱う理由があるとはいえない。

また、法人Aの附置義務自転車駐車場の計画段階での相談内容を公にすると、法人Aが当時の自転車条例施行規則の要件を満たさない店舗等施設計画について実施機関に相談をしたことが明らかになるが、実施機関によって歩行環境の確保や武蔵野市自転車等総合計画に照らし合理性のある計画であると判断されたのであり、その後改正された自転車条例施行規則の要件を満たしている上、法人Aは相談内容に係る計画を取りやめたのであるから、上記相談をしたことがあるという事実が公にされることによって、法人Aが不当な相談をしたとの非難を招くといった蓋然性があるとはいえず、法人Aの競争上及び事業運営上の地位その他社会的な地位が侵害されると認めることはできない。

したがって、非開示部分②は、条例第9条第3号に該当する情報であるということとはできない。

(3) 非開示部分③の条例第9条第2号該当性について

非開示部分③は、株式会社レーサムから取得した住宅地図上の居住者名（表札名）及び駐車場配置図の製図者名である。これらは個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるから、条例第9条第2号本文に該当する情報であると認められる。

しかし、当該住宅地図は一般に市販されているものであるから、住宅地図上の居住者名（表札名）も慣行として公にされている情報であるといえる。したがって、非開示部分③のうち住宅地図上の居住者名（表札名）については、同号ただし書に該当するから、開示すべき情報であると認められる。

他方、駐車場配置図の製図者名については、同号ただし書の除外事由はなく、非開示とすべき情報であると認められる。

(4) 結論

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

4 審査の経過

年月日	審議経過
令和4年11月15日	諮問
令和5年1月19日	実施機関より理由説明書收受
令和5年2月15日	審議（第17期第11回審査会）

令和5年3月30日	審議（第17期第12回審査会）
令和5年5月18日	審議（第17期第13回審査会）
令和5年7月5日	審議（第17期第14回審査会）

以上